

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	二七五
告示	青少年に有益な書籍として推奨する件	二七五
	公金の徴収の事務を委託した件	二七六
	大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	二七六
	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	二七六
	国土調査として指定した件	二七六
	土地改良区の定款の変更を認可した件三件	二七六
	県営土地改良事業計画を変更した件	二七六
	保安林の指定をする件二件	二七六
	道路の区域を変更する件五件	二七六
	道路の供用を開始する件二件	二七六
公告	県営土地改良事業の工事が完了した件	二七六
	都市計画法により公聴会を開催する件	二七六
	都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二七六
	福島県公安委員会	二七六
	道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件	二七六
	道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件	二七六

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

規 則

福島県規則第三十六号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営柴宮団地の項中「四十号棟」の下に「五号室、十五号室及び二十九号室」を、「から百六号室まで」の下に「一、四十号棟の一号室から四号室まで、六号室から十四号室まで、十六号室から二十八号室まで及び三十号室」を加える。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

（建築住宅課）

告 示

福島県告示第四百四十七号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名称	制作者又は配給者	備考
二八二	学校が大好きアクバルくん	著 長倉洋海 発行所 株式会社アリス館	推奨対象 小学生（低学年、中学年、高学年）
二八三	ぼくは川のように話す	文 ジョーダン・スコット 絵 シドニー・スマイス 訳 原田勝 発行所 株式会社偕成社	推奨対象 小学生（低学年、中学年、高学年）
二八四	おれは女の子だ	作 本田久作 絵 市居みか 発行所 株式会社ポプラ社	推奨対象 小学生（中学年）
二八五	カティとつくりかけの家	作・絵 福井さとこ 発行所 株式会社ポプラ社	推奨対象 小学生（中学年、高学年）

(こども・青少年政策課)

福島県告示第四百四十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。
令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県母子父子寡婦福祉資金償還金の未収金の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
ニッテレ債権回収株式会社 東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
- 三 徴収の事務を委託する期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(児童家庭課)

福島県告示第四百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五條第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年六月二十一日から同年七月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。
令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ会津坂下 福島県河沼郡会津坂下町大字気多宮字柳田九九〇番ほか三十九筆
- 二 法第八条第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年六月二十一日から同年七月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興

部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年六月二十一日から同年七月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として令和四年六月二十一日次のとおり指定した。
令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行う者の名称
会津若松市
- 二 調査地域
会津若松市湊町大字赤井の一部
- 三 調査期間
令和四年六月二十一日から令和五年五月三十一日まで

福島県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下郷町土地改良区から令和四年四月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月十三日認可した。

令和四年六月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安達疏水土地改良区から令和四年六月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十三日認可した。

令和四年六月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、阿賀川土地改良区から令和四年五月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月十三日認可した。

令和四年六月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第四百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、深野南地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

令和四年六月二十二日から

同 年七月十一日まで （二十日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

福島県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年六月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

一 保安林の所在場所

- 一 南相馬市鹿島区鳥崎字石崎二、三の二、五の一、五の二、六から八まで、九の一、一〇から一三まで、一四の一、一五から一八まで、二〇から二三まで、二九、字南谷地八四の一、九一から九六まで、一一七の一から一一七の三まで、一二一、一二二、一二五、一二六、一二九、一三〇の一、一三三の一、一三四の一、一三五の一、一四四の一、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八、二〇九の一、二一〇の一、二一一の一、二一一の二、二一六、二一九、二二〇の一、二二一の一、二五九、二六一、二六二、二六五から二六七まで、字浜一の一、一の二、二、六から一まで、一五の一、一五の三、一六の二、一六の三、一七、一七の一、一八、一八の二、一九、二〇、二〇の一、二〇の三、二〇の四、二二、二二の一、二二三の一、二四、二五、二六の一、二六の三、二七、三四、三五、三八から四二まで、字寺下一の一、二の一、三の一、三の三、三の四、三の七、三の八、字町一の一、二、三、四の一、四の三から四の五まで、五、六、七の一、八の一、九から一七まで、一九から二二まで、二三の一、二三の二、二四、二五の一、二五の二、二六から三二まで、四五、四七、四九の一、五〇、五一の二、五二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

保安林の所在場所

- 南相馬市小高区塚原字釜ノ上七八の一、七九の一、八〇の一、八〇の二、八一の一、八一の二、八二から八六まで、八七の一、九三の一、九四の一、九五、九六の一、九七、九八の一、九八の二、一九九の一から一九九の三まで、二〇〇、二〇一の一、二〇二の一から二〇二の三まで、二〇三、二〇四、二〇五の一、二〇七の一、二〇八、二〇九、二一〇の一、二一〇の三、二一一、二一一の三、二一二、二一二の三、二一四の一、二一六、二一七の一、二一七の二、二二〇の一、二二二、二二二の二、二二四の一、二二四の二、二二五の一、二三八の一、二四八の一、二四八の二、二四九の一から二四九の四まで、二五七の一から二五七の三まで、二五九の一、二五九の二、二六一の一、二六一の二、二六二、二六三の二、字沼ノ上六四の一、六七の一、七二の一、七四から七六まで、八一の五、八一の六、八二の四、一〇七の一、一〇七の四、一一三、一一六、一二〇、一二五の二、一三三の二、一三三の四、一四九、一五二の一、一五三、一五六から一六三まで、一六八の一、一七〇の一、一七一の一、一七二の四、一七二の一、一七三の一、一七五、一七六、一七八、一八一、一八二の一、一八三、一八五の一、一八六の一、一八八、二四一の一、二四二の一、二四三、二四四、字諏訪前八二の一、八三、八四の一、八六

指定の目的

潮害の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日
福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道勿来 浅川線	いわき市錦町大島七四 番一地从先から 同 市錦町大島七四 番一地从先まで	変更前 変更後	一一・三〇 一一・八	七・二 七・二

(道路計画課)

福島県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日
福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道荒井 郡山線	郡山市富田町三角堂三 番一地从先から 同 市赤木町五〇番地 先まで 郡山市富久山町久保田 字乙高九七番一地从先か ら 同 市若葉町二七五番 一地从先まで 郡山市富久山町久保田 字三御堂一四八番地先 から 同 市富久山町久保田 字三御堂一三二番二地 先まで 郡山市富田町三角堂	変更前 変更後	A 五・七〇 二一・八 B 八・〇〇 三七・六 C 一一・〇〇 二九・七 D 一六・〇〇	一、七〇九・〇 五三〇・二 二六二・五 二六九・九

三二番一地从先から 同 市富久山町久保田 字水神山九番四地先ま で	変更後	九〇・五
郡山市富田町字三角堂 三二番一地从先から 同 市富久山町久保田 字水神山九番四地先ま で	D 一六・〇〇 六八・〇〇	一、二六九・九

(道路計画課)

福島県告示第四百六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和四年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上郷 下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大字 字笹川字上ノ台北四三 七四番地先から 同 郡同 町新郷大字 字豊洲字寺前一一五九 番二地先まで	変更前 A 四・二〇 一八・〇〇 変更後 B 八・六〇 六五・〇〇	一、〇五二・〇〇 九二九・五	九二九・五

(道路計画課)

福島県告示第四百六十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和四年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年六月二十一日

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道新郷 荻野停車 場線	耶麻郡西会津町新郷大字 字笹川字家の下五五二 九番一地从先から 同 郡同 町新郷大字 字笹川字上ノ原道上五 五二八番一地先まで	変更前 一〇〇・〇〇 二〇〇・〇〇 変更後 七・五〇 二七・二二	一〇〇・〇〇	一四七・二二

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

福島県告示第四百六十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	石川郡古殿町大字仙石 字木戸脇八四番三地从先 から 同 郡石川町大字谷地 字伊勢房内一六一番一 地先まで	変更前 九・〇〇 一六・〇〇 変更後 一一・〇〇 八五・八	一、四二六・五	一、四二六・五

福島県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道荒井郡山線	郡山市富久山町久保田字三御堂一四七番地先から 同 市富久山町久保田字三御堂一三二番一地先まで 郡山市富田町字三角堂三八番一地先から 同 市富久山町久保田字三御堂一三八番一地先まで	令和四年六月二二日

(道路計画課)

福島県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和四年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道新郷荻野停車場線	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字寺前一一五九番二地先から 同 郡同 町新郷大字笹川字上ノ原道上五五二八番一地先まで	令和四年六月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の三第三項の規定により、仁井田大堰地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（令和元年災）の工事は令和四年五月二十日完了したので公告する。
令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公告第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県中都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。
令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 公聴会の開催日時及び場所
日時 令和四年七月十二日（火）午後六時半から
場所 郡山市朝日一丁目二十九番九号 郡山市総合福祉センター五階集会室
- 公聴会の案件
県中都市計画道路を変更する案
- 公述人の資格
公述人になることができる者は、県中都市計画区域内の住民に限る。
- 公述人の申出
公述人になろうとする者は、令和四年七月五日（火）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県中建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- その他
1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県中建設事務所又は郡山市、須賀川市及び鏡石町の都市計画担当課において縦覧に供する。
3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

令和4年6月21日付け福島県報に登載された「県中都市計画道路を変更する案」に

関し、次のとおり公述を申し上げます。

令和4年 月 日

福島県知事 内堀雅雄

住 所

ふりがな
氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格 A列4番の大きさの400字詰め原簿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第34号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和4年6月21日

福島県公安委員会委員長 森岡幸江

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
石橋建設工業株式会社	福島県本宮市高木字舟場22番地	石橋 英雄	本宮自動車学校	福島県安達郡大玉村大山字狐森18番地
有限会社保原自動車学校	福島県伊達市保原町字泉町65番地	金子 泰弘	保原自動車学校	福島県伊達市保原町字泉町65番地
株式会社昭和	福島県郡山市芳賀一丁目3番4号	阿部 議一	昭和ドライブーズカレッジ	福島県郡山市芳賀一丁目3番4号
西部自動車株式会社	福島県郡山市富田町字稲川原40番地	丹治 洋	西部自動車学校	福島県郡山市富田町字稲川原40番地
株式会社中央総合自動車学校	福島県郡山市大槻町字新池下1番地	今野 正仁	中央総合自動車学校	福島県郡山市大槻町字新池下1番地

株式会社富久山自動車教習所	福島県郡山市富久山町福原字水穴1番地	鬼生田 顕英	富久山自動車教習所	福島県郡山市富久山町福原字水穴1番地
株式会社石川自動車教習所	福島県石川郡石川町字屋敷ノ入72番地	矢内 清史	石川自動車教習所	福島県石川郡石川町字屋敷ノ入72番地
株式会社田村自動車教習所	福島県田村市船引町船引字山ノ内149番地の1	石橋 英雄	田村自動車教習所	福島県田村市船引町船引字山ノ内149番地の1
株式会社タイヘイドライバースクール	福島県いわき市平塩字古川1番地の1	高萩 阿都志	タイヘイドライバースクール	福島県いわき市平塩字古川1番地の1

2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

- (1) 本宮自動車学校
 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習）
- (2) 保原自動車学校
 規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- (3) 昭和ドライバースカレッジ
 規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- (4) 西部自動車学校
 規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- (5) 中央総合自動車学校
 規則第1条第3号に掲げる課程 認定 高齢運転者講習
- (6) 富久山自動車教習所
 規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- (7) 石川自動車教習所
 規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- (8) 田村自動車教習所
 規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- (9) タイヘイドライバースクール
 規則第1条第3号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

3 認定年月日

令和4年5月13日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第35号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和4年6月21日

福島県公安委員会委員長 森岡 幸江

1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
石橋建設工業株式会社	福島県本宮市高木字舟場22番地	石橋 英雄	本宮自動車学校	福島県安達郡大玉村大山字狐森18番地
有限会社保原自動車学校	福島県伊達市保原町字泉町65番地	金子 泰弘	保原自動車学校	福島県伊達市保原町字泉町65番地

株式会社昭和	福島県郡山市芳賀一丁目3番4号	阿部 議一	昭和ドライバーズカレッジ	福島県郡山市芳賀一丁目3番4号
西部自動車株式会社	福島県郡山市富田町字稲川原40番地	丹治 洋	西部自動車学校	福島県郡山市富田町字稲川原40番地
株式会社中央総合自動車学校	福島県郡山市大槻町字新池下1番地	今野 正仁	中央総合自動車学校	福島県郡山市大槻町字新池下1番地
株式会社富久山自動車教習所	福島県郡山市富久山町福原字水穴1番地	鬼生田 顕英	富久山自動車教習所	福島県郡山市富久山町福原字水穴1番地
株式会社石川自動車教習所	福島県石川郡石川町字屋敷ノ入72番地	矢内 清史	石川自動車教習所	福島県石川郡石川町字屋敷ノ入72番地
株式会社田村自動車教習所	福島県田村市船引町船引字山ノ内149番地の1	石橋 英雄	田村自動車教習所	福島県田村市船引町船引字山ノ内149番地の1
株式会社タイヘイドライバーズスクール	福島県いわき市平塩字古川1番地の1	高萩 阿都志	タイヘイドライバーズスクール	福島県いわき市平塩字古川1番地の1

2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

(1) 本宮自動車学校

ア 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

(2) 保原自動車学校

ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

(3) 昭和ドライバーズカレッジ

ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

(4) 西部自動車学校

ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

(5) 中央総合自動車学校

ア 規則第1条第1号に掲げる方法 認定 認知機能検査

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 認定 運転技能検査

(6) 富久山自動車教習所

ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

(7) 石川自動車教習所

ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

(8) 田村自動車教習所

ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

(9) タイヘイドライバーズスクール

ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）

イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

3 認定年月日

令和4年5月13日

(運 転 免 許 課)